ポイント

改正の主な内容は次の4つです

国民健康保険の被保険者であった世帯主が、長寿医療制度へ加入した場合、同一の世帯内の国保被保険者（一人の場合に限る）の方の国保税のうち、世帯平等割額が半額になります。（表の「特定世帯」に該当）

社会保険や国保組合などの被用者保険の加入者本人が、長寿医療制度へ加入した場合、その扶養者であった方が国民健康保険に加入した場合、65歳以上の方に限り、国保税の一部（所得割及び資産割を賦課せず、均等割額及び世帯平等割を最大５割減免）を減免することができます。

積　算　例

※世帯員の基準総所得2,500,000円で固定資産税税額100,000円、被保険者数４人の世帯の場合の積算例

○保険税の賦課においては、所得に応じて均等割・平等割の軽減がされます。（７割、５割、2割）
○医療分、後期高齢者支援分、介護納付分それぞれにおいて、賦課限度額（国民健康保険税表を参照）を超えた場合は、賦課限度額が上限となります。

例１　世帯に１人も介護保険被保険者がいない場合

【医療分】
《所得割》2,500,000円×6.71%＝167,750円・・・①
《資産割》100,000円×42.27%＝42,270円・・・②
《均等割》21,400円×4名＝85,600円・・・③
《平等割》（１世帯当たり）32,800円・・・④
①＋②＋③＋④＝328,420円
（医療保険分）**328,400円**・・・⑤（100円未満切捨て）

【後期高齢者支援分】
《所得割》2,500,000円×1.23%＝30,750円・・・Ⓐ
《資産割》100,000円×8.07%＝8,070円・・・Ⓑ
《均等割》4,100円×４名＝16,400円・・・Ⓒ
《平等割》（１世帯当たり）6,200円・・・Ⓓ
Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ＋Ⓓ＝61,420円
（後期高齢者支援分）**61,400円**・・・Ⓔ（100円未満切捨て）

例１）　合計　⑤＋Ⓔ＝389,800円

例２　世帯に介護保険被保険者２号（40歳以上64歳未満）と１号（65歳以上）が各１人いる場合

【医療分】
《所得割》2,500,000円×6.71%＝167,750円・・・①
《資産割》100,000円×42.27%＝42,270円・・・②
《均等割》21,400円×4名＝85,600円・・・③
《平等割》（１世帯当たり）32,800円・・・④
①＋②＋③＋④＝328,420円
（医療保険分合計）**328,400円**・・・⑤（100円未満切捨て）

【介護納付分】
《所得割》2,500,000円×1.25%＝31,250円・・・ア
《資産割》100,000円×10.50%＝10,500円・・・イ
《均等割》7,000円×１名＝7,000円・・・ウ
《平等割》（１世帯当たり）7,100円・・・エ
ア＋イ＋ウ＋エ＝55,850円
（介護納付分）**55,800円**・・・オ（100円未満切捨て）

【後期高齢者支援分】
《所得割》2,500,000円×1.23%＝30,750円・・・Ⓐ
《資産割》100,000円×8.07%＝8,070円・・・Ⓑ
《均等割》4,100円×４名＝16,400円・・・Ⓒ
《平等割》（１世帯当たり）6,200円・・・Ⓓ
Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ＋Ⓓ＝61,420円
（後期高齢者支援分）**61,400円**・・・Ⓔ（100円未満切捨て）

例２）　合計　⑤＋Ⓔ＋オ＝445,600円

※65歳以上の方の介護保険料は別に賦課されます。
※介護納付分の均等割における人数は40歳以上65歳未満の方です。

国の法改正に伴い平成20年度国民健康保険税から特別徴収（年金天引き）を開始します

■特別徴収の対象者（該当者）

世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）で次の(1)(2)のいずれの条件も満たす方。

(1) 年額18万円以上の年金（担保にしていないものに限る）を受給していること

(2) 国保税と介護保険料との合算額が年金額の２分の１を超えていないこと。

㊟ただし、口座振替（納税貯蓄組合加入を含む）による納付の申し出をしている方で、国民健康保険税を直近２年間滞納がなく、今後も確実な納付が見込めると町長が判断した場合には、普通徴収とすることができます。

■特別徴収の開始時期

平成20年４月１日現在で特別徴収の対象となった方は、国民健康保険税の平成20年度第４期分（10月）からの特別徴収（年金から天引き）となります。

㊟この場合、第１期から第３期（７月～９月）までは普通徴収となります。

また、翌年度も引き続き特別徴収となる方は、４・６・８・10・12・翌年２月の年金から天引きされます。